

日連 8 第 385 号
(業 1 第 21 号)
令和 8 年 7 月 3 日

税制審議会
会長 中里 実 様

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、分離課税制度のあり方について

(諮問の趣旨)

わが国の所得税制は、その源泉や形式を問わず、人の担税力を増加させるすべての利得を所得として包括的に捉え、これを合算して累進税率を適用する総合課税を原則としています。この包括的所得概念は、税負担の公平性を確保し、所得再分配機能を発揮するうえで、所得税の根幹をなす理念とされてきました。

一方、現行制度においては、金融所得、土地・建物等の譲渡所得、退職所得、山林所得など一定の所得について、分離課税制度が採用されています。これらは、金融所得課税の簡素化、投資促進、長期間にわたり蓄積された所得に対する累進課税の回避などを目的として導入・拡充されてきました。また、令和 8 年度税制改正では、一定の暗号資産取引による雑所得が分離課税の対象に加えられるなど、その適用範囲は拡大傾向にあります。

しかし、分離課税制度の拡大は、総合課税の理念との関係で課題があるとの指摘があります。特に高所得者ほど金融所得の割合が高いことから、所得水準が一定額を超えると実効税率が低下する、いわゆる「1 億円の壁」の問題は、税負担の公平性の観点から看過できない課題となっています。

この点については、令和 5 年度税制改正により「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が導入され、令和 8 年度税制改正においてその措置が強化されましたが、制度の複雑化や分離課税所得を一律に取り扱うことの妥当性については、なお検討の余地が残されています。

そこで、分離課税制度の存廃を含め、公平性・中立性・簡素性及び適正な執行の確保等の観点から、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、今後の所得税制における分離課税制度のあるべき姿について、総合的に検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。

以上